

中建国保加入に必要な書類と注意事項

★ 必要書類等

マイナンバーカード両面の写しでも構いません。

① 住民票原本1通・・・マイナンバー入り全部記載の住民票です

- ・ 家族全員が記載されたもの
- ・ 続柄が記載されたもの
- ・ 90日以内に発行されたもの

外国籍の方は「国籍・在留期間・在留カード等の番号・在留期間」を確認できるものが必要となります。
※住民票に記載する または 在留カードの写し

② 健康保険証の写し

社会保険等からの方は『健康保険の資格喪失証明書』が必要です。退職した会社に発行してもらえます。資格喪失してから14日以内でないと保険加入の手続きが出来ません。もし経過した場合には、一旦、市町村国保を取得してもらいます。なお、市町村国保からの方は健康保険証の写しを用意して下さい。

③ 本人確認書類・・・運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、パスポート等の写し

④ 本人名義の郵便貯金口座（ゆうちょ銀行）

郵便貯金の通帳、又は写し等

中建国保は自己負担3割、組合員本人については1レセプト17,500円超足切り償還払いです。本人負担の医療費が償還払いのため、後日一時立て替えた医療費が戻ります。医療費の戻りを中建国保が振り込むための口座です。普通郵便貯金口座のみ、銀行口座などは不可。

記載住所と住民票住所の一致も確認します。

⑤ 具体的な職業・職種のわかるもの（いずれかひとつ）

- ・ 建設業許可通知書の写し
- ・ 労働保険特別加入証明書・・・千葉土建で労災も同時加入ならその場で発行
- ・ 確定申告書(B表)のコピー・・・事業申告・受付印・職業欄などを確認します
- ・ 従業員の方は別途お問い合わせください。

※職業欄が「建設業・建築業」や未記入の場合は取扱できません。

⑥ 認め印・・・三文判でけっこうです

⑦ 代理申請の場合・・・1.委任状 2.代理人認印 3. 運転免許証の写し

⑧ 現金・・・健康保険料 + 国保加入事務費(+ 組合費 + 加入金)

注 意 事 項 等

<現在、市町村国保の健康保険に加入している場合>

18日頃までに手続きが完了すれば、翌月1日から中建国保の資格を取得することになります。

千葉土建市原支部

〒290-0022 千葉県市原市西広 6-20-17

TEL 0436-36-4445 FAX 0436-36-3242

開所時間:9:00~17:00※土日祝日、火曜日午前を除く